

# 福祉民生常任委員会会議録

平成24年1月12日

北見市議会

午前 9時58分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名であります。仁部委員は公務のため欠席される旨届け出がありました。

以上であります。

○(桜田委員長) 本日は、各委員にご連絡しておりました案件に加えまして、地域医療対策室より北見赤十字病院改築事業に係る支援の考え方について及び留辺蘂総合支所より北見市留辺蘂町大和ノーマルセンター条例の一部改正についてが追加となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

午前 9時58分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、保健福祉部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(本間参与) 本日は、平成24年度から始まりまず第5期目の北見市高齢者保健福祉計画、北見市介護保険事業計画の素案をまとめましたので、ご報告させていただきます。

この両計画は、老人福祉法に基づく措置というサービスを提供する時代から将来の高齢者人口の増加、それに伴う各種サービスの利用者の需要を鑑み、平成12年度から社会保障におきます保険制度に移行したところをございまして、年々給付総額も予測されていましてとおり増大しているところをございます。きょうのご審議をいただいた後、パブリックコメント、策定委員会のご意見及び議会議論を踏まえて成案を得てまいりたいと考えてございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

詳細について担当課長から説明いたします。よろしくお願ひします。

○(大栄課長) 説明の前に、委員会資料と別冊の計画素案を使用することをご了承ください。

それでは、私から介護保険事業計画策定等委員会でご審議いただいております第5期北見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案についてご説明いたします。

本計画の素案は、第4期計画と同様に7章から構成されており、第4期計画の検証を踏まえ、市民アンケート、住民懇談会などの意見を参考に策定されております。

委員会資料1ページをごらんください。策定に当たっての根拠であります。老人福祉法、介護保険法により市町村に義務づけられた計画であり、国、北海道の指針に基づきながら市民及び介護保険事業所を対象に調査などを行い、ニーズの把握を行ってまいりました。なお、アンケート結果については素案の後段にありますので、後ほどごらんください。

次に、2ページをごらんください。介護給付の概要ですが、上段2つの表中、平成23年から平成26年の間の数字については見込みの数となっております。高齢者人口は増加しておりますが、要介護認定者は平成22年から急激な伸びにより居宅サービス費、地域密着型サービス費が伸びております。地域密着型サービスにおいては第3期、第4期において小規模特別養護老人ホームを4カ所、また24時間対応の小規模多機能居宅介護を第3期の5カ所から本年度末に13カ所整備される予定となっております。

表(2)、第5期、3年間の給付費は267億1,200万円となっており、高額サービス費などを合わせると、介護給付の見込みでは第5期においては第4期より約47億円の伸びとなっております。

次に、保険料算定の考え方と第5期介護給付費についてであります。第1号被保険者の負担割合が高齢者人口が伸びていることにより、第4期は20%の負担割合でしたが、第5期から21%の負担割合と

変更されております。

次に、第5期計画策定に当たっての基本的な考え方についてですが、素案の25ページをお開きください。計画推進のための基本的事項として、基本理念、目標、重点施策を掲げてあります。第5期においても総合計画などの上位計画の施策の方向に合わせ、第4期に策定しました基本理念、地域で支えあい、高齢者が安心していきいき暮らせるまちを目指してを継続して設定し、引き続き高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体計画として策定してまいります。また、本計画の理念を実現するために基本目標7つを設定し、できる限り住みなれた地域での在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアの取り組みを効果的に推進するため、地域で支え合う体制の整備を重点施策としております。

次に、素案の26ページ、27ページをお開きください。計画の施策体系についてですが、目標別に基本施策、推進事業の主な事業を設定しております。各種実態調査などからのニーズに対し、推進事業の主な事業で新たな事業として太字で掲載されております。介護サービスの基盤整備とサービスの質の向上については、重点施策を進めるために日常生活圏域ごとの状況を勘案し、24時間対応の小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの在宅系サービスを整備、また居住系サービスについては同様に日常生活圏域ごとの状況を勘案し、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの整備を図る考えであります。介護予防と健康づくりの推進では、高齢者などの介護予防に努め、給付費の増加の抑制に努めてまいりたいと考えております。また、地域包括支援センターの体制強化を図り、相談支援体制の充実などを進めてまいります。

次に、委員会資料に戻っていただき、3ページをお開きください。また、素案の67ページをお開きください。第1号介護保険料の対応についてですが、低所得者対策として第4期の第3段階に準第3段階を設定することで細分化を行い負担軽減を図り、ま

た高所得者の応能負担のため第8段階を新たに設け、保険料段階を10段階とします。なお、3年間の介護給付費見込額及び昨年末に介護報酬の改定率が1.2%上昇となる案が示されております。このことより基準額である第4段階の介護保険料は5,200円から5,300円の間と見込まれています。

次に、今後のスケジュールですが、本計画の素案は市民から意見を聞き、1月下旬に想定される介護報酬改定案を踏まえ、介護保険事業計画策定等委員会から2月上旬に答申をいただき、第5期北見市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、第1回定例会に介護保険条例改正案をご審議していただく予定となっております。

以上、素案の説明と報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（熊谷委員） 今後のスケジュールのところで言われましたけれども、いわゆる介護保険料の算定は、具体的には1月下旬の介護報酬改定案を見て、それで2月の頭ぐらいに具体的な審議をやるということなのですか。そういうスケジュールということで押さえていいのでしょうか。

○（大栄課長） 熊谷委員からのご質問なのですが、スケジュールについては委員のおっしゃるとおり今月中に安定化基金も含めてある程度見えてきて、介護報酬改定の素案も出てくるということで1月下旬ごろ、そして2月の中旬に介護保険事業計画策定等委員会で市民からの意見も含めた中でもう一回介護保険事業計画策定等委員会に諮ってということで、第1回定例会に介護保険に関する介護保険条例の改正案を提出する予定となっております。

○（熊谷委員） 1つは、昨年の介護保険法の改定によって出てきた24時間体制の事業についてはどう位置づけられるのかと。私、去年の第4回定例会のときに質問をしまして、具体的な受け皿なんかの問題も含めてできるのかということの質問をしたので

すけれども、それはやると、計画の中に位置づけるということだったものですから、それがどう位置づけられるのかということ。

それから、もう一つ、委員会資料2ページの給付実績と給付見込みで、平成24年から平成26年の見込みということですが、居宅サービス費についてはぐんぐんと伸びているのですけれども、施設サービス費が逆に下がっていると。これは具体的に、どういう要素でこういう見込みをしたのかということについてお尋ねしたいと思います。

○（大栄課長） 熊谷委員の24時間体制の新しいサービスについてですが、素案の29ページです。具体的施策で地域密着型サービスの④と⑤が新しい介護サービスの提供事業ということになっております。この部分については、定例会で答弁させていただいたのですが、今のところまだ手を挙げている事業所がないということで、今後各事業所に諮っていきたいと、できるだけ実施について検討していくという形で素案に挙げさせていただきました。

次に、給付の見込みについてですが、施設サービス費の減少について、120床の介護療養型医療施設から110床の特別養護老人ホームに転換することによって給付費が若干減る形を想定しております。単価は医療型のほうが高いものですから、その分が特別養護老人ホームに変更になることによって給付費が下がると想定しております。それと、居宅サービス費については在宅中心で考えていますので、今までの認定者の伸び、認定者の重度化等を考えると居宅サービス費は伸びるだろうという想定をしております。

以上です。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（五十嵐室長） おはようございます。それでは、私から北見赤十字病院改築事業に係る支援の考え方についてご説明をさせていただきます。

昨年12月21日に開催されました当委員会におきまして、北見赤十字病院改築事業の実施設計に伴う事業費等についてご説明をさせていただきました。本年3月に日本赤十字社の理事会が開催されることになっており、それまでに市が北見赤十字病院の改築事業に対して支援する意思を明確にする必要があることから、今後具体的な補助額について検討を進めてまいりたいと考えております。

本日は、構想事業に対応する事業費と現在見込んでおります国等の補助金をもとに、覚書に基づきまして積算した額についてご説明させていただきたいと存じます。また、新たな取り組み事業につきましては当市においても圏域においても重要な施設整備と考えておりまして、市といたしましても支援をしてまいりたいと考えてございます。

以上で私からは終了させていただきますが、詳細については担当主幹からご説明いたします。

○（徳田主幹） それでは、北見赤十字病院改築事業に係る支援の考え方について、提出しております委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。ページ左側の当初構想に対応する事業費ですが、総額は151億4,700万円となっており、当初の構想事業費157億7,400万円と比較しますと6億2,700万円の減額となっております。そのうち、補助対象外事業費としてロッカー、机等の什器備品費の一部と引越し、各種検査

費用のその他費用 2 億 5,900 万円を除いた補助対象事業費は 148 億 8,800 万円といたしました。国等の補助金といたしましては 34 億 1,000 万円を見込んでおりますが、北海道、圏域市町村と現在協議中がございますので、総額で表示しております。

次に、新たにに取り組む事業費は、PET-CT、ヘリポート、救命救急ワークステーションの合計が 16 億 4,700 万円で、国等の補助金見込額は 6 億 8,200 万円となっており、総事業費は 167 億 9,400 万円、うち補助対象事業費は 165 億 3,500 万円、国等補助金見込額は 40 億 9,200 万円となっております。

次に、支援を決定するに当たっての考え方についてですが、当初構想に対応する事業のみを補助対象とし、新たな事業については補助対象外として覚書に基づき積算した場合、補助対象事業費 148 億 8,800 万円から国等補助金見込額 34 億 1,000 万円を引いた額の 2 分の 1 で 57 億 3,900 万円になります。

次に、新たにに取り組む事業に対する支援についてですが、PET-CT やヘリポートは北見赤十字病院が広く市民の意見を反映するために設置したこんな病院にしたいプロジェクト実行委員会からの答申や圏域市町村からの意見を受け整備するものであること。地域がん診療連携拠点病院として PET-CT を整備することにより、がん検査はもちろんのこと、がん治療後の再発や転移などの検査を北見市でできることとなり、患者や家族の負担が少なくなること。救命救急センターとしてヘリポートを整備することにより、救急医療のさらなる迅速な対応ができること。救命救急ワークステーションを整備することにより、圏域の救急救命士が義務づけられている研修を圏域内で受けることができるようになること。北見市はオホーツク圏域の中核市であり、北見赤十字病院のあるまちであること。以上の理由から、また北見赤十字病院長からも新たにに取り組む事業に対し支援の要請があったことから、この事業に対しても支援をしていきたいと考えております。今後改築事業の事業費や資金計画を精査するなど、北見赤

十字病院と協議しながら補助金額を決定し、ことし 3 月に開催される日本赤十字社の理事会に間に合うよう議会に提案させていただきたいと考えております。

次に、2 ページから 4 ページにつきましては、参考資料として平成 22 年 2 月 1 日に締結した北見赤十字病院建設に関する覚書を添付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で終わらせていただきます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（合田委員） 北見赤十字病院は市立病院を持たない北見市にとって、またオホーツク圏域約 31 万人の市民にとっても地域高度医療を支えるという意味で大変重要な病院であると捉えております。今回新たにに取り組む事業についても医療効果や経済効果を思うとき、大変市民に歓迎されるものと考えております。その上での質問なのですが、覚書の 3 ページに病院建設への支援とありまして、第 4 条の中で国庫補助金等を除いた事業費のおおむね 2 分の 1 の額を支援するということなのですが、この国庫補助金等の中に要するに道や圏域市町村の補助金が含まれているわけですね。ですから、それを除いた 2 分の 1 ということですので、今はまだ協議中というところなのですが、はっきりするのはいつなのかということがわかれば教えていただきたいというのが 1 つです。

それから、昨年 12 月 21 日に国等補助金等の部分をお示しいただいて、はっきりしているのは 30 億 4,200 万円と。今回見込みとして 34 億 1,000 万円を見込むということですので、その差額が 3 億 6,800 万円ということなのですが、これを道とか圏域市町村の補助金として見込むと捉えることになるかと思うのです。それで、今まで北見赤十字病院に対して圏域市町村が受益負担した経緯があるのであれば、そのときの割合とかそういうものがあれば教えていただきたいということです。まず、その 2 点をお願い

いたします。

○（五十嵐室長） 道及び圏域市町村の補助金についてでございますけれども、先ほども主幹が申し上げましたが、今協議中であるということでございます。はっきりするのはいつかということですが、圏域市町村については2月上旬に総会が開かれるという話を伺っておりますので、そのときを目標と考えてございます。北海道につきましては、要望には行っておりますが、まだはっきり返答がないという状況に今はなっております。

それから、今までの支援の経緯ですけれども、資料は持ってきておりませんが、現在の南館にあります救命救急センターの改修工事で管内に補助を求めています。それは工事費の3%を求めたと伺ってございます。

以上でございます。

○（合田委員） 今南館の救命救急センターで工事費3%ということですが、今回この見込まれた3億6,800万円、総工事費から割りますと2.19%なのです。そういうことから考えましてもこの3%を下がるということはいかかなものかという感じを受けるのです。

あと、この覚書からしますと、2月上旬にはっきりするのであれば、市の補助額を決定するのは圏域市町村の総会が終わった後でもいいのではないかという印象を受けるのですけれども、いかがでしょうか。

○（五十嵐室長） 最初に、圏域市町村の補助金の関係でございますけれども、今ここに34億1,000万円と示させていただいておりますが、これは国、国土交通省、厚生労働省、それから地域医療再生交付金、北海道、圏域市町村の合計で34億円と示させていただいております。この151億円に対して3%ということではなくて、ここではお示しさせていただいておりませんが、北見赤十字病院では工事費の3%という考えでいくのではないかと考えてございます。

次に、決定についてでございますけれども、先ほど主幹からもご説明させていただきましたが、まだ流動的な部分もございます。北海道の補助金ですとか市町村の補助金についても流動的な部分があり、今後北見赤十字病院と自己資金のこともありますので、資金計画などをさらに精査させていただきながら補助金の額を決定していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○（熊谷委員） 今合田委員の質問にもありましたけれども、当初構想に対応する事業費で151億何がしと。これに基づいて国等補助金の分34億円を除いて、その2分の1で57億3,900万円ということですが、要するにこれを基本ベースにするといえますか、上限額ということでこの額で具体的にやろうということなのでしょう。あと、それに追加の新たに取り組む事業の分ということでまた出てくるのでしょうか、基本ベースがここになるということなのですが、果たしてそれでいいのかという思いがするのです。というのは、先ほど合田委員の質問にもありましたけれども、道の補助金の関係、圏域市町村の関係で全くゼロという場合は当然あり得ないわけで、そのところをはっきりさせて、それで割り返して2分の1で上限額を設定しないと、仮にこれで上限額だけ決めてしまうと、これがひとり歩きしてというか、道や圏域市町村の補助金が出てもとにかく北見市はここまでは出せるのだということになりかねないと思うので、そこらあたりをどう考えていますか。

○（五十嵐室長） 先ほど流動的な部分もあると申し上げましたけれども、確かに北海道と圏域市町村の補助金についてはまだ流動的な部分もございます。熊谷委員がおっしゃいましたように、いろいろなことが想定されると思いますので、想定も含めて今後北見赤十字病院と資金計画等を含めて協議させていただいて補助金を決定していきたいと考えております。

○（熊谷委員） それでも本年1月にやる臨時議会

で決定したいわけでしょう。先ほど言ったように圏域市町村なんかの関係は2月にならないとわからない。そういう極めて流動的な中で果たして決められるのかという思いが私はします。その点について再度伺いたいと思います。

それと、もう一つ、新たに取り組む事業費について、今のそちらから出されている考え方を見れば、57億3,900万円にさらに新たに取り組む事業に対する支援についての上乗せがあるということですね。これについては、北見赤十字病院からの支援の要請もあったと言うけれども、具体的にどういう形での要請だったのでしょうか。例えば基本ベースになる国庫補助金等を除く2分の1ということで、新たに取り組む事業についてもそういう考え方なのか。それとも、何かもっと個別に、例えばPET-CTだとか、ヘリポートだとかの関係でこれぐらいの支援してほしいという要請だったのですか。その要請の中身を教えてください。

○(桜田委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(五十嵐室長) 熊谷委員の臨時会のお話がありましたけれども、今は先ほど言いました流動的な部分もございますので、今臨時会に提案するかどうかも含めて検討させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、新たな支援について北見赤十字病院から要請があったかということでございますけれども、市長も昨年の12月議会で答弁しておりましたけれども、院長から口頭で要請があったと伺っております。具体的な数字については伺っておりません。今後先ほど言いました北見赤十字病院の自己資金等を含めた資金計画の中でどのように支援していくかという

のを決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○(高橋委員) 日赤〔録音中断〕12月の委員会でも事業費ですね、そしてきょうはその支援の考え方〔録音中断〕ということで報告についてはあるのですが、覚書に基づいた2分の1の部分については基本的な問題ですけれども、新たに取り組む事業についての支援についても極力支援をしていきたいという考え方ではありますが、それで昨年の委員会と比べると、具体的に何が進んだのか。何も進んでいないですし、資料も前回の資料と比べると、中には圏域市町村の補助金額がまだ確定されていないというだけの話であって、なかなか進んでいないということでもあります。こういう出し方が果たしていいのかどうかというのがありますし、あるいは新たに取り組む事業についても、例えば救命救急ワークステーション、果たしてこれは一体どういうことをするのだろうと、どういうことになるのだと、これをやることによってどういう市民への影響というのが出てくるだろうとか、こういう効果があるのだとか、まずそういったこともきちんと示してもらわないと、ただ考え方というのも正直言ってわからない話なのです。これは意見として言っておきます。

もう一つ、平成22年2月に覚書を行ったということと、北見市議会では平成22年3月に北見赤十字病院建設に係る決議というものを、議会として実は決議しているわけです。その中身は、地域医療を守る北見赤十字病院は大事であるとしながら、建設について地元経済の活性化を図るためにも地元企業の受注機会を確保するというのを議会で決議しているのです。これは議会としての意思ですから、要するに支援の考え方と支援額についての決議というのは、同時進行と言ったらおかしいですけども、密接にかかわる話でありますから、同時にこの支援の考え方や数字とともに、地元の活性化を図るためにこういうこととなりますぐらいのお話というか何かがなければ、なかなかやはり市民的合意も難しいという

思いがしていますので、そこら辺の状況を。本会議でいろいろやっているのですけれども、なかなかはっきりとしたお答えがないのです。ただ、もうことし4月に発注するのですね。そういったこともあるので、現場としてはどういう指示を受けて交渉しているのか、どういう形なのかというのが今ある程度わかるのであれば答えていただきたい。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時39分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（五十嵐室長） 高橋委員からご質問のございました新たな3事業に対しての市民の影響はどのようなものがあるかということでございますので、これにつきましては後でまたご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地元企業の受注機会を確保するという決議の関係でございますが、現在のところ本社で検討していただいているということでございますし、我々といたしましても競争入札に参加できるよう要請している状況でございます。最終決定は3月に開催されます理事会とお聞きしておりますが、現在のところ我々としても前向きな感触を受けているところでございます。

以上でございます。

○（熊谷委員） この支援額との関係から少し離れるかもしれませんが、密接に関係すると思うのですが、市民、私らも当然北見赤十字病院に対する何らかの支援が必要だということでは、全然異議がないのです。ただ、具体的に市民の感情からいっても、例えば北見赤十字病院に30年間土地を無償貸与すると。土地を提供して、しかも何十億円という支援額ということになると、やはり市民感情的にはいろいろ出てくるのだと思うのです。

そこで、覚書の第2条第2項では、具体的に土地の関係で30年間の無償貸与とすると。ただし、使用期限満了時には、使用貸借契約の継続について、甲、乙両方で協議するものとする。それから、第3条の使用料でこの期間については免除することとする。ただし、使用期間満了時に使用貸借契約を継続する場合、使用料について、甲、乙両方で協議するものとするという覚書を見ると、30年間の無償貸与というけれども、では30年後に返ってくるのかということになると、30年間というのはあくまでも無償貸与する期間であって、貸与する期間はこれを見ると幾らでも延びていくということだと思っております。将来的にきちんとこの土地が返ってくるという担保がなければ、この支援の問題でもやはり市民的な理解は得られないのではないかと思いますので、このあたりについてどう考えますか。

○（高橋委員） 私の質問にお答えいただいた中で、新たに取り組む事業について、資料をこれからいろいろとあれしますという話でよろしいですね。それであれば、前にも出ていたと思うのですけれども、各市の状況で市立病院を持っているところはどれぐらいの支援をしているのかということも同じように資料としてもらえませんか。全道の市で市立病院を持っているところは、行政はどれぐらい年間支援しているのかということもあわせて欲しいと思います。北見市は市立病院を持っていませんから。

その決議に係る話で、口頭で前向きに検討されていると。ただ、ここにきたらやはり文書を求めるぐらいの政治的な決断という判断が私は必要ではないのかと思いますので、それは今部長等の段階でどうのこうのという話ではないのかと思いますけれども、きちんとそういう判断も文書で。覚書を文書でやっているのですから、地元発注機会に関しても文書で回答をいただけるという形の判断が状況的には今必要なかとも思いますので、市長にもそういう話で伝えていただけませんか。これは意見



です。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時46分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（五十嵐室長） 熊谷委員の病院用地としての貸与期間についてのご質問でございますけれども、この貸与等につきましては、実は総務部の所管でございます。実際に契約するときには覚書だけで進めることなく、貸与契約というのを必ずすると思っておりますので、その時点で明らかになるのかと思っております。

以上でございます。

○（熊谷委員） もう一つ聞いておきたいのですが、今建設にかかわっているのはイニシャルコストの部分での支援ですけれども、具体的に例えばPET-CTなんかを導入すると、特にランニングコストの部分での支援要請というのは今の段階ではないのでしょうか。そこらあたり。

○（五十嵐室長） 現時点でございますけれども、ランニングコストについては求めないというお話は伺っております。

以上でございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で地域医療対策室からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

---

午前10時48分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、留辺薬総合支所からの報告を議題といたし

ます。

理事者の説明を求めます。

○（三田総合支所長） おはようございます。これまで北見市留辺薬町大和ノーマルセンター内に設置しておりました大和保育所が平成23年3月31日をもって閉所となりましたことから、その跡利用について新たに研修室として有効活用を図るため、当該条例の一部改正を第1回定例会に提案したいと予定しております。

詳細につきましては、温根湯温泉支所長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○（川越支所長） それでは、提出させていただきました委員会資料に基づき説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思っております。1ページは、北見市留辺薬町大和ノーマルセンターの平面図でございます。赤枠で示している部分を新たに研修室として住民の利用に供するものでございます。冒頭で三田総合支所長が申し上げましたとおり、大和保育所は平成23年3月31日をもって閉所いたしましたので、この施設をどのように利用するかについて自治会を中心として施設を利用する団体との協議を重ねてまいりましたが、広く住民が使用することができるようにしていただきたいとの強い要望があったことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思っております。2ページは、北見市留辺薬町大和ノーマルセンターの使用料でございます。暖房料を含む使用料の算定につきましては、平成23年度において改正した基準をそのまま適用して算出しております。施設の分類は住民センターとして、面積区分では51平米以上100平米までとして、使用料は1時間当たり500円、暖房料は1時間当たり140円とし、他の利用施設同様平成26年度までの3年間の段階的経過措置を適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で留辺薬総合支  
所からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

---

午前10時52分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時52分 閉 議

---